

郡山市からの諮問事項の内容について

1 今後の高齢社会対策のあり方と施策の方向性

【諮問理由】

国は、高齢社会対策を総合的に推進するため、平成 30 年（2018 年）2 月に「高齢社会対策大綱」の 3 度目の改訂を行い、65 歳以上を一律に「高齢者」と見ることは、もはや現実的なものではなくなり、年齢区分でライフステージを画一化することの見直しや、全世代型の社会保障、多世代間の協力拡大や社会的孤立の防止など、高齢化に伴う社会的課題に対応する環境をつくる必要があるとしており、本市においても、70 歳やそれ以降でも意欲・能力に応じた力を発揮できる社会環境の整備をはじめ、今後の高齢者福祉施策のあり方や施策の方向性について検討していく必要があるため。

2 健康寿命の延伸・高齢者が活躍できる社会づくりについて

【諮問理由】

わが国の平均寿命が伸び続けている今日、健康寿命を延伸し、両者の乖離を小さくすることが大切となっている。

本市は、内閣府の「SDGs 未来都市」に選定され、こおりやま広域圏の構成市町村と連携して、健康寿命の延伸対策等を進めることにしており、高齢者が活躍できる社会づくりを進めるため、健康寿命の延伸のための取り組みのあり方について、検討が必要なため。

3 既存事業の見直し

(1) 敬老祝金事業の見直し

【諮問理由】

高齢者福祉の増進を目的に敬老祝金を支給しているが、高齢化の進展により対象者が年々増加し、敬老祝金支給額も増加の一途を辿っている。

現行の制度は平成 26 年度（2014 年度）に見直しを行い、平成 27 年度（2015 年度）から実施しているが、前回見直しを行った時期から、さらに高齢化は進み、平均寿命も伸び続けており、その間、同様の制度を設けている全国の中核市や県内他市と比較して、敬老祝金の支給水準が最も高い状態となっている。

今後も、本市の高齢者数の確実な増加が見込まれる中、高齢者福祉施策全体を見据え、事業の廃止又は持続可能な制度への見直しなど、検討を行う必要があるため。

(2) 敬老会のあり方

【諮問理由】

毎年9月に地域の高齢者の長寿を祝うため、75歳以上の高齢者を対象に、各地区実行委員会と本市との共催で敬老会を実施しているが、地域行事として定着している一方、実行委員の負担や限られた予算内での記念品選定、対象者の出席率の低迷などの課題点がある。

今後、対象者が確実に増加することが見込まれる中、老人福祉法第5条の「老人の日及び老人週間」に定められた趣旨である「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ことにふさわしい事業のあり方について検討を行う必要があるため。

(3) 高齢者健康長寿サポート事業の見直し

【諮問理由】

本事業は、平成26年(2014年)10月に当審議会からいただいた答申を踏まえ、高齢者の社会参加促進を目的に、平成27年度(2015年度)からそれまでの「温泉券」と「はり・きゅう・マッサージ券」を共通化し、さらに75歳以上の方には「バス」及び「タクシー」へ助成範囲を拡大して実施している。

事業開始から5年目を迎える本事業は、利用者数、助成額ともに順調に増加しており、利用者から好評を得ているところであるが、一方で、利用範囲の拡大や助成額の増額などの要望も寄せられている。

今後、高齢者施策全体にかかる事業費の増大が見込まれる中、本事業の当初の目的をより効果的に達成しつつ、持続可能な制度とするための見直しを行う必要があるため。

4 高齢者施設のあり方について

【諮問理由】

本市は、老人福祉センター2か所、高齢者文化休養センター1か所、市民福祉センター1か所、地域交流センター6か所、デイサービスセンター3か所の計13か所の高齢者施設を設置している。

現在、社会福祉法人等を指定管理者として管理運営を委託しているが、その多くが設置から25年以上を経過しており、施設の目的やサービス内容、利用者負担、有効利用方法など、そのあり方について検討を行う必要があるため。